

「ミネラルウォーターに関する税」についての報告書（概要）

1 検討の経緯

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外目的税の創設など地方公共団体の課税自主権が拡充された。そこで、本県においても、平成12年7月に山梨県地方税制研究会を設置し、独自の税財源の充実確保を図るための方策について研究することとした。

この研究会においては、県議会から提案のあった「ミネラルウォーターに関する税」をはじめ、「水源かん養税」、「産業廃棄物税」、「入山税」など、本県にふさわしい環境目的税について調査研究を行った。これらのうち、「ミネラルウォーターに関する税」について、詳細な検討を進めるに当たり、広く県民の意見を求めるとともに、関係事業者の意見を聴くため、平成14年12月、山梨県地方税制研究会中間報告を公表し、インターネット等により県民の意見を聴取した。

以来、研究会においては、2年余にわたり、県民や関係事業者の意見を参考に、課税の公平性や税収の使途などの検討を進めるとともに、水や森林を守っていくための費用負担のあり方についても幅広く調査研究を重ねてきた。

併せて、県民や関係事業者の理解と関心を深めるため、シンポジウムを2回、講演会を1回開催するとともに、県民の意向を把握するため、県政モニターアンケート調査を2回実施したところである。

2 山梨の水と森林の現状と課題

本県の森林面積は347,580haで、県土面積(446,537ha)の78%を占める、森林比率が全国第4位の森林県である。また、森林法に基づく水源かん養保安林に163,005haが指定され、森林の重視すべき機能に応じて208,000haを水土保全林に位置づけている。本県の水源かん養保安林が森林面積に占める割合は47%と、全国平均(27%)を大きく上回っており、また、水土保全林についても、森林・林業基本計画における全国の目標値(52%)に比べて高いものとなっているなど、本県の森林は、水源かん養機能の維持・保全を重視して管理経営されている。

地下水を原料とするミネラルウォーターの平成16年における本県生産量及び全国

シェアは、それぞれ 529,388kl、41 %で、2位の兵庫県(141,249kl、11 %)を大きく引き離し、全国一となっている。

本県は、森林整備事業などにより森林の持つ公益的機能、特に水源かん養機能の保持に努めてきたが、林業の不振や林業労働者の減少・高齢化などの進行により、民有林を中心に森林の管理水準の悪化・荒廃が進み、森林の公益的機能の低下が課題となっている。森林のもつ水源かん養機能などの公益的機能を十分に發揮するためには、計画的な森林の保全・整備が必要であり、経済ベースでの整備が困難な森林については、公的な関与による森林の整備を行う必要がある。また、森林によって育まれる豊かな地下水資源を将来にわたって安定的に利用していくためには、地下水資源の保全と適正利用を図る必要がある。

しかし、本県の財政状況は極めて厳しく、三位一体改革による税源移譲や行財政改革の取組を考慮しても、新たな取組を実施していくためには既存財源だけで対応するのは困難であり、新たな財源が必要とされている。

3 山梨の良質な地下水資源を守っていくための具体策

新たな財源による税収は、既存の事業ではなく新規の事業に充当する。

森林は水源かん養機能のほか、土砂災害防止機能、二酸化炭素吸収機能など多面的機能を有するが、本県の森林の特性から、水源かん養機能の維持とその機能の発揮に最も資すると考えられる事業を実施する。

水源かん養に係る事業は、県と市町村が、それぞれの役割を踏まえつつ、一体となって推進する。県は、主として、県有林（水源かん養保安林、水土保全林を中心とした区域）を対象とした森林整備事業や、森づくりに関する調査研究、普及啓発事業を推進する。一方、比較的小規模の民有林（地域水源林）を対象とした森林整備事業については、県が直接実施するよりも、水源地所在の市町村が実施した方が高い効果が期待できる場合があることから、森林計画制度に基づき、水源地所在の市町村がこれらの施策を推進する。

4 山梨の良質な地下水資源を守っていくための費用負担のあり方

生活用水の約7割を地下水資源に依存している本県にとって、地下水資源は県民共有の財産・資源ともいべきものであるが、従来、個人が生活に必要な範囲で利用したり、事業者が一定の範囲で事業活動に利用することについては、通常の受益の範囲

と捉えられてきたといえる。しかし、本県が、ミネラルウォーターの国内生産量の41%ものシェアを占める全国一の産地となった現状を見ると、採取した水そのものを販売して利益を得るような事業活動は、次のような理由から、他の事業活動とは異なり、通常の受益の範囲を超えた特別の受益を得ているものと考えられる。

・特に良質な水を採取し水そのものが持つ価値を金銭と交換していると考えられること。

・付加価値を算出するため地下水に依存する割合が高いこと。

本県には、地質的特性からミネラルウォーターの原料に適した地下資源が豊富に存在するが、地下水資源は県が行う水源かん養に係る事業等により育まれたものであり、事業に要する費用について、受益者負担の考え方から、特別の受益を得ている者に対し一定の負担を求めるることは、適当であると考えられる。

一方、森林は、水源かん養機能のほか、土砂災害防止機能、地球温暖化防止機能等の多面的機能をもち、県民全体が受益を得ていることから、森林を保全、整備していく費用は、県民が広く薄く負担するのが適当であるとする共同負担の考え方があることから、この考え方に基づく手法についても、導入の可能性を検討することとした。

また、「ミネラルウォーターに関する税」の目的、対象等からみて、寄付金、協賛金等の税制以外の適切な手段がないか、検討することとした。

5 費用負担の具体策の検討

税制措置として、中間報告で提案した「ミネラルウォーターに関する税」と、他県での導入事例がある県民税均等割の超過課税の手法、さらに、寄付金、協賛金等の税制以外の手段について比較検討した。

これらの検討結果をまとめると、次のとおりである。すなわち、公平性という観点では、受益者負担の考え方立った税制度も、共同負担という考え方立った税制度も、費用負担の考え方からすれば、いずれも公平であるといえる。したがって、いずれの税制度の採用も可能だと考えるが、いずれの税制度をとるのかの判断に当たっては、県民の意思を反映すべきであると考える。一方、簡素な税制及び徴収コストという観点からすると、「ミネラルウォーターに関する税」と県民税均等割の超過課税との間に明確な優劣はない。また、導入のメリットという観点からすると、「ミネラルウォーターに関する税」も県民税均等割の超過課税も、それぞれにメリットがあり明確な優劣はつけがたい。

しかし、課題という観点からすると、県民税均等割の超過課税には、他都県の住民に対する負担のような課題や、県政モニターアンケート調査の結果によると県民には導入に反対の意見が多いというような、より重大な課題を抱えており、導入は慎重にすべきであると考える。

さらに、これら2つの税制は、ともに森林の整備・保全を目的としているが、森林の持つ公益的機能を総合的に高めることに着目して施策を実施するならば、施策の実施により等しく受益を得る県民がその費用を等しく負担する県民税均等割の超過課税は望ましい税制だと言えるが、本県の特性（水源かん養機能の維持・保全を重視して森林が管理経営されてきたこと、地下水が県民生活にとって重要な資源となっていること、ミネラルウォーターの生産量が全国一となっていること等）に着目し、水源かん養機能の維持とその機能発揮のための施策を重点的に実施するならば、施策の実施により特別の受益を得る者に一定の負担を求める「ミネラルウォーターに関する税」の方が望ましいといえる。

税制措置以外の手法であるが、水源かん養に係る事業を推進するためには、安定的に財源が確保できる仕組が必要なことから、税制措置を基本的手法とし、寄付金、協力金等の税制措置以外の手法は、補完的手法とすべきである。

以上から、「ミネラルウォーターに関する税」を設けることが望ましいと考えられる。

6 「ミネラルウォーターに関する税」の枠組みについて 別紙のとおり。

7 「ミネラルウォーター税に関する税」導入に当たっての法的課題

租税三原則への適応について検討したが、公平・中立・簡素のいずれにも抵触しないとの結論を得た。また、地方税法第733条に規定する総務大臣の不同意事由との関係についても検討したが、3つの要件のいずれにも該当しないとの結論を得た。

8 今後の検討課題

制度化に当たっては、事業者をはじめ県民に十分な周知を図るよう努める必要がある。特に、納税義務者であるミネラルウォーター事業者に対しては、可能な限り理解を得られるよう努める必要がある。

別紙 「ミネラルウォーターに関する税」の枠組み

課 税 目 的	水源かん養に係る施策に要する費用に充てることを目的とする。
課 税 客 体	① ミネラルウォーターとして販売することを目的として、県内で地下水を採取する行為 ② ミネラルウォーターの原料として供給することを目的として、県内で地下水を採取する行為
納 稅 義 務 者	課税客体となる行為を行う者
課 税 標 準	① 県内で採取した地下水を原料として生産したミネラルウォーターの生産量 ② 県内で採取した地下水をミネラルウォーターの原料として供給をした場合の当該供給をした地下水の量
税 率	課税標準 1㍑当たり0.5円
免 税 点	設定しない。
徴 収 方 法	申告納付（課税期間終了から2か月以内） なお、高額納税者の負担軽減のための中間納付制度を設ける。
徴 収 猶 予	3年以上連續して所得がない事業者（納税義務者）について、事業者の申請に基づき、3年以内の期間を限り、税の全部又は一部の徴収を猶予
税 収 規 模	2億6千5百万円程度 （税収の2分1を市町村に交付）
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水源かん養に係る事業 <ul style="list-style-type: none"> ・主として、県有林（水源かん養保安林、水土保全林を中心とした区域）を対象とした森林整備事業 ・森づくりに関する調査研究、普及啓発事業 等 ○ 市町村交付金事業（水源地所在市町村） <ul style="list-style-type: none"> ・比較的小規模の民有林（地域水源林）を対象とした森林整備事業 等
存 続 期 間	5年を目途として必要な見直しを行う。

(参考) 山梨県地方税制研究会名簿

	所 属	職 名	氏名(15年度)	氏名(16年度)
会 長	総務部税務課	課長	入倉 基公	入倉 基公
副会長	政策秘書室	政策主幹	原 昌史	福富 茂
会 員	政策秘書室	政策補佐	末木 浩一	望月 洋一
	企画部企画課	課長補佐	原間 敏彦	古屋 正人
	総務部財政課	課長補佐	吉原 美幸	吉原 美幸
	総務部私学文書課	課長補佐	鷹野 勝己	秋山 孝
	総務部市町村課	課長補佐	山縣 勝美	山縣 勝美
	福祉保健部福祉保健 総務課	課長補佐	河野 義彦	河野 義彦
	森林環境部森林環境 総務課	課長補佐	清水 郁也	広瀬 正三
	商工労働部商工総務 課	課長補佐	小田切 一正	小田切 一正
	観光部観光企画課	課長補佐	一	酒井 研一
	農政部農政総務課	担当リーダー	西野 孝	土屋 重文
	土木部土木総務課	課長補佐	齋藤 修	齋藤 修
	総務部税務課	総括課長補佐	斎藤 和樹	宿澤 公夫
		課長補佐	望月 明雄	望月 明雄
		課長補佐	高木 昭	堀内 好臣
	総合県税事務所	総務管理課長	高野 陽子	若尾 友彦

注:所属及び職名は、平成16年度のもの